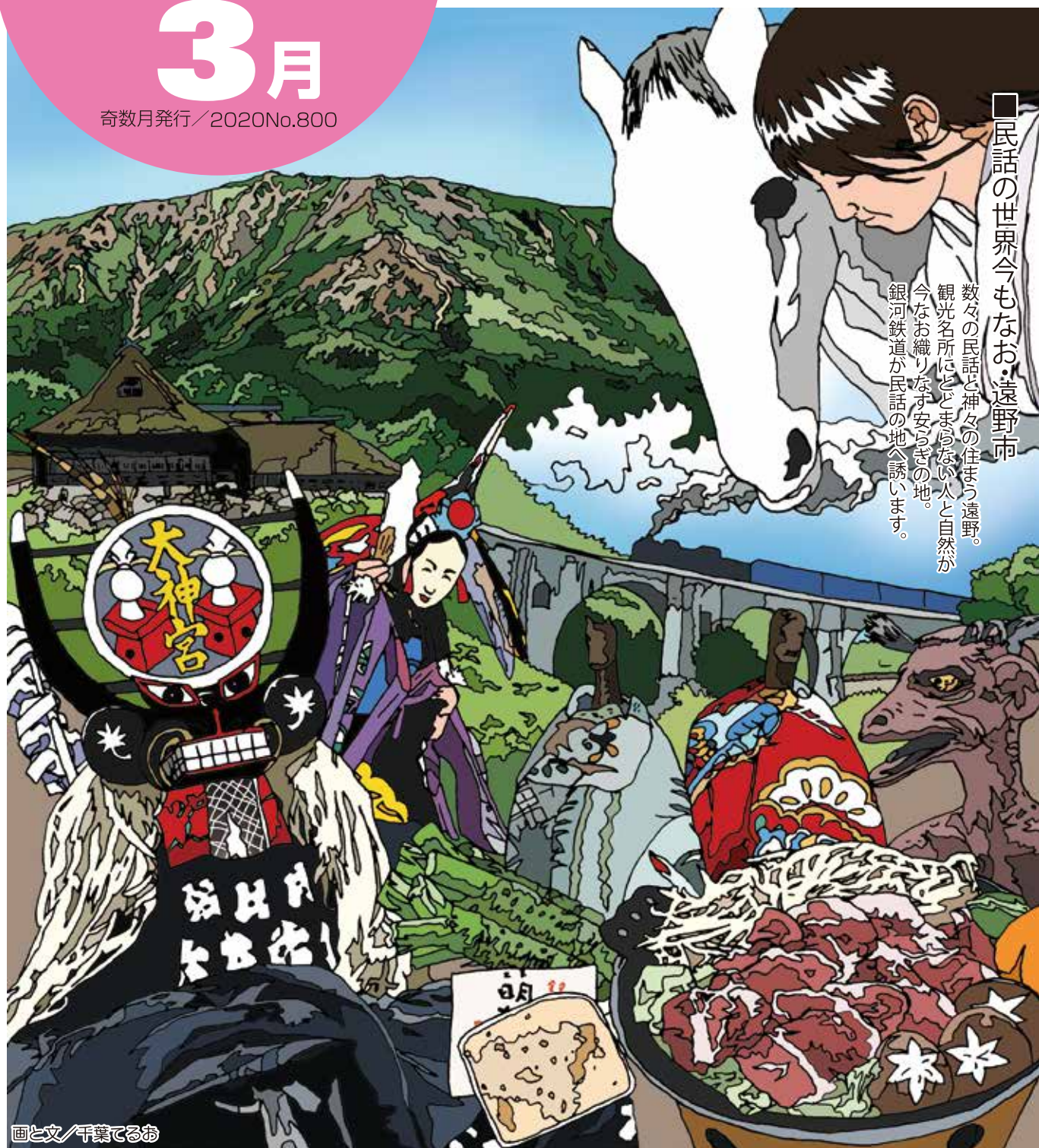


# 社会保険 いわて

## 3月

奇数月発行／2020No.800

- 資格取得の手続きについて  
～採用者が増える時期です。手続きは確実に～
- 生活習慣病予防健診のご案内
- 退職等で資格喪失される方の保険証を回収してください!
- 令和2年度の保険料率が変わります
- 一部負担金の支払い免除期間延長について
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 4月・5月の年金出張相談所日程



■民話の世界今もなお・遠野市

数々の民話と神々の住まう遠野。  
観光名所にとどまらない人と自然が  
今なお織りなす安らぎの地。  
銀河鉄道が民話の地へ誘います。

画と文／千葉てるお



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>  
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>  
協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

# 資格取得の手続きについて

## ～採用者が増える時期です。手続きは確実に～

従業員を採用したときは、事業主は5日以内に「被保険者資格取得届」を提出します。

①労働時間 ②労働日数で、それぞれ一般社員の3/4以上であるときには、パートタイマー(短時間労働者)も被保険者となります。試用期間中の見習い社員も試用期間の初日から被保険者となります。

### ◆資格取得届を提出する時には記入もれ、記入誤りに注意しましょう!!

〈被保険者資格取得届〉

|       |                                                          |                            |  |                                                                                                               |                                                       |
|-------|----------------------------------------------------------|----------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 被保険者1 | ① 被保険者整理番号                                               | ② 氏名<br>(フリガナ) (氏) (名)     |  | ③ 生年月日<br>5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日                                                                                | ④ 種別<br>1.男 5.男(基金)<br>2.女 6.女(基金)<br>3.坑内員 7.坑内員(基金) |
|       | ⑤ 取得区分<br>① 健保・厚年<br>② 共済出向<br>③ 船保任継                    | ⑥ 個人番号<br>基礎年金番号           |  | ⑦ 取得(該当)年月日<br>9.令和 年 月 日                                                                                     | ⑧ 被扶養者<br>0.無 1.有                                     |
|       | ⑨ 報酬月額<br>⑦ (通貨) 円<br>⑧ (現物) 円                           | ⑩ (合計 ⑦+⑧) 円               |  | 備考<br>該当する項目を○で囲んでください。<br>1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得<br>3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得<br>5. その他 |                                                       |
|       | ⑪ 住所<br>日本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。<br>〒 (フリガナ) | 理由: 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他 |  |                                                                                                               |                                                       |

#### 1. ⑥「個人番号」欄

マイナンバーカードや通知書で「個人番号」をしっかりと確認の上記入しましょう。

#### 2. ⑨「報酬月額欄」の確認。

◎新規採用者等については、給与を支給する前に届け出ることになりますので、見込額を記入します。

【月給の場合】

◎基本給のほか、通勤手当などの固定的な各種手当と、残業手当等の非固定的な手当についても、支給見込額に加えます。

【歩合給、日給・時給などの場合】

◎実績によって報酬が変わる場合、新規採用者についてはこれまでの実績がないため、あらかじめ報酬月額を決めるのが困難です。そのため、資格取得月の前月1か月間にその事業所で同様の仕事について同程度の報酬を受けている人が受けた報酬の平均月額を記入します。

#### 3. 70歳以上の方で、過去に厚生年金保険に加入したことがある方につきましては、⑩備考欄の「1.70歳以上被用者該当届」のチェックが必要です。

■注意：外国籍の従業員を採用した際、個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象外である方については、資格取得届と併せて「厚生年金被保険者ローマ字氏名届」の提出が必要です。

### 60歳以上の被保険者が退職後継続再雇用された場合の手続き

同一の事業所において、雇用契約上一旦退職した者が一日の空白もなく引き続き再雇用された場合、事実上の使用関係は継続しているため、被保険者の資格は継続します。ただし、大幅な給料変更が伴うような場合、通常は月額変更届により4か月目に標準報酬月額が変更されますが、一定の手続きをすることで月額変更ではなく、再雇用後の給与にもとづき再雇用の当月から標準報酬月額の変更を行うことができます。(在職老齢年金を受けている場合は支給停止額が変更されます。)

■対象者：60歳以上で退職後継続して再雇用されるすべての人

※正社員に限らず、役員・嘱託・パートタイマー等も対象。

■提出が必要となる届書

◎資格喪失届(資格喪失年月日は退職日の翌日)

◎資格取得届(資格取得年月日は資格喪失年月日と同日)

※退職時に被扶養者がいる場合は、被扶養者異動届も必要となります。

※退職時に被扶養者になっていた家族については、本人及び家族の身分関係を確認する書類や収入等を確認する書類添付は不要です。

■添付書類の確認

◎「就業規則、退職辞令のコピー等の退職したことがわかる書類」

◎「再雇用されたことがわかる雇用契約書」又は「事業主の証明」等

※役員の場合は、役員規程、取締役会の議事録、株主総会の議事録等で役員を退任したことが及び再雇用(再任)されたことがわかる書類

◎被保険者証(本人・家族)

〈図表〉

前提／男性63歳 退職日：令和2年3月31日 再雇用日：令和2年4月1日  
(報酬月額360,000円 厚年22等級) (報酬月額250,000円 厚年17等級)  
特別支給の老齢厚生年金額 月額80,000円

通常(月額変更)の扱い

| 支給月 | 保険料の変更   |      |          | 在職老齢年金  |
|-----|----------|------|----------|---------|
|     | 報酬月額     | 厚年等級 | 標準報酬月額   |         |
| 3月  | 360,000円 | 22   | 360,000円 | 0円      |
| 4月  | 250,000円 | 22   | 360,000円 | 0円      |
| 5月  | 250,000円 | 22   | 360,000円 | 0円      |
| 6月  | 250,000円 | 22   | 360,000円 | 0円      |
| 7月  | 250,000円 | 17   | 260,000円 | 50,000円 |

退職後継続再雇用の扱い

| 支給月 | 保険料の変更   |      |          | 在職老齢年金  |
|-----|----------|------|----------|---------|
|     | 報酬月額     | 厚年等級 | 標準報酬月額   |         |
| 3月  | 360,000円 | 22   | 360,000円 | 0円      |
| 4月  | 250,000円 | 17   | 260,000円 | 50,000円 |
| 5月  | 250,000円 | 17   | 260,000円 | 50,000円 |
| 6月  | 250,000円 | 17   | 260,000円 | 50,000円 |
| 7月  | 250,000円 | 17   | 260,000円 | 50,000円 |

被保険者証回収不能届についてのお願い

被保険者証回収不能届をご提出の際には、被保険者情報欄の「電話番号(日中の連絡先)」または「携帯電話番号」を必ず記入していただきますようお願いいたします。

### 健康保険 被保険者証回収不能届

被保険者証の記号および番号を記入してください。

|              |                                                                                      |             |                           |             |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------|-------------|
| 被保険者証の(左つめ)  | 記号<br>5 7 3 1 0 0 3 0                                                                | 番号<br>1 2 3 | 生年月日<br>年 月 日<br>昭和 平成 令和 | 4 4 0 5 0 8 |
| 氏名           | (フリガナ) ケン ボ イチ ロウ<br>健保 一郎                                                           |             |                           |             |
| 住所           | (〒 1 6 8 - 8 5 0 4 )<br>東京 杉並区浜田川 3 - 2 - 1<br>「電話番号(日中の連絡先)」または「携帯電話番号」を必ず記入してください。 |             |                           |             |
| 電話番号(日中の連絡先) | TEL 0 3 ( 1 2 3 ) 4 5 6 7                                                            | 携帯電話        | 0 9 0 - 1 2 3 - 4 5 6 7   |             |

※「電話番号(日中の連絡先)」または「携帯電話番号」について必ず記入してください。

《各種申請書・届出書の提出先》 各種届書等は「仙台広域事務センター」に直接お送りください。

●郵便の場合

〒980-8461 ※1

あて名：「日本年金機構 仙台広域事務センター」

(※1「個別番号」を記入すると、宛名の住所を省略することができます。)

●郵便以外をご利用の場合(宅配など)

〒980-8461

仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 17階

「日本年金機構 仙台広域事務センター」



退職後の再雇用について資格は継続となります。



# 生活習慣病予防健診のご案内

## 令和2年度受診分より協会けんぽへの申込みが不要となります

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため、生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助しています。

加入者(被保険者)様・事業主様の事務軽減のため、**令和2年4月1日受診分から、協会けんぽへの申込みを廃止することといたしました。**つきましては、以下のとおり申込みの廃止についてお知らせいたします。

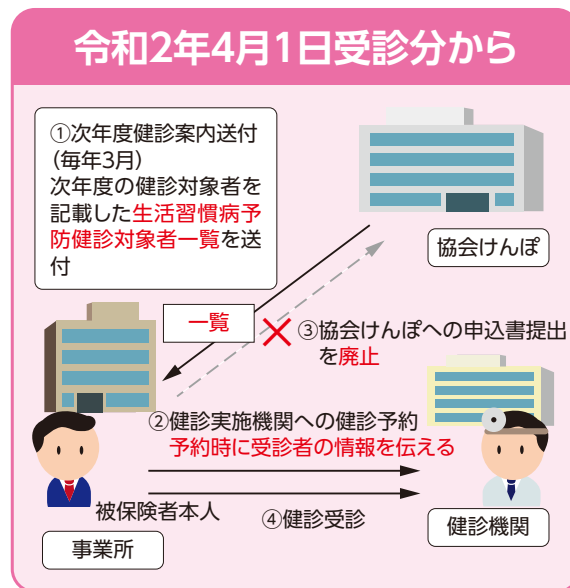


### ◆事業主様向け健診案内の内容を変更します。

令和2年度受診分(令和2年3月送付予定分)からは健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診対象者一覧(協会けんぽへの提出は不要)を送付します。

### ◆令和2年4月1日受診分より申込書の提出は不要となります。

加入者(被保険者)様・事業主様から健診実施機関に対してのみ予約申込みを行うこととなります。  
※申込書の提出及び情報提供サービスを利用した申込みのいずれも不要となります。



皆様の取組みで保険料率が変わる!

## 生活習慣病予防健診を受けましょう

協会けんぽでは、平成30年度よりインセンティブ(報奨金)制度\*がスタートしました。生活習慣病予防健診の実施率も評価指標の一つです。積極的に受診しましょう!



### 生活習慣病予防健診

**対象** 35歳以上のご本人様

**費用** (一般健診) 7,169円

生活習慣病予防健診は、協会けんぽから約6割の補助があるため、費用を抑えることができ、大変お得です。

### 「がん検診」 (大腸がん・胃がん・肺がん)

を含めた約31項目の健診!

### 特定保健指導を実施!

健診結果のメタボリスクが高い方は、健康づくりのプロによる健康サポートが受けられます。

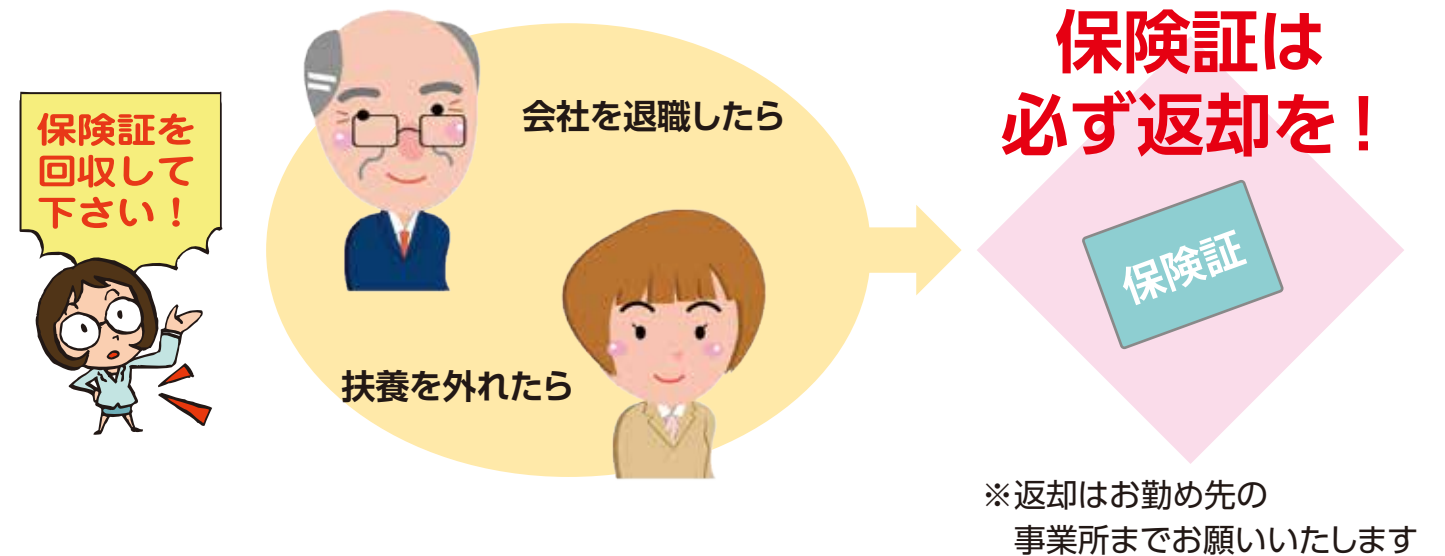
### 定期健診の検査項目をカバー!

労働安全衛生法上検査項目が含まれているため、定期健診の代わりとして利用できます!

\*インセンティブ制度とは、5つの評価指標に基づいて全47支部をランキング化し、上位過半数の支部へ報奨金を付与、すなわち各支部の保険料率に反映させるという制度です。

◆お問い合わせ先/全国健康保険協会(協会けんぽ)岩手支部 ☎019-604-9089(保健グループ)

## 退職等で資格喪失される方の 保険証を回収してください!



### こんなケースは…

- ✓ 新しい保険証が届くまで使いたい……………
- ✓ 月途中の退職で、月末まで使いたい……………
- ✓ 身分証明書としてまだ持っていたい……………

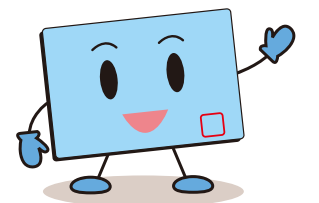
いずれも



### 正しい手続きを

- ①在職時の保険証は、**退職日まで**しか使用できません
- ②退職や家族の扶養を抜けるときは**保険証を返却**しましょう!
- ③退職後に保険証を使ってしまうと返納金が発生します

※ご本人様の保険証はもとより、ご家族様(被扶養者)の分もすべて、すみやかに回収していただく必要があります。  
※在職時の保険証が回収されないと、ご本人様(被保険者であった方)に返却の催告がされる場合があります。  
※在職時の保険証を返却せずに医療機関を受診する「無資格受診」をされますと、医療費の協会負担分はご本人様(被保険者であった方)から協会けんぽに返納していただくことになりますので、ご本人様にとって大きな負担となります。



◆お問い合わせ先/全国健康保険協会(協会けんぽ)岩手支部 ☎019-604-9088(レセプトグループ)



全国健康保険協会 岩手支部  
協会けんぽ

岩手支部メールマガジン配信中!

〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル2階

協会けんぽ 岩手 メールマガ

検索



## 令和2年度の保険料率が変わります

協会けんぽ岩手支部加入の皆さまの健康保険料率と介護保険料率は令和2年3月分(4月納付分)より以下のとおりに改定となります。  
※任意継続被保険者の方は、本年4月分(4月納付分)の保険料から変更になります。

### ■健康保険料率(岩手支部)

現 行

9.80%

0.03% 引き下げ

令和2年3月分(4月納付分)から

9.77%

### ■介護保険料率(全国一律)

現 行

1.73%

0.06% 引き上げ

令和2年3月分(4月納付分)から

1.79%

※健康保険料率と介護保険料率は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

◆お問い合わせ先／全国健康保険協会(協会けんぽ)岩手支部 ☎019-604-9018(企画総務グループ)

令和元年台風19号により被災された方の

## 一部負担金の支払い免除期間延長について

医療機関を受診の際、下記の「免除対象となる方」に該当する旨の申告をしていただくことにより、一部負担金の支払いが不要(免除)になる期間が**令和2年3月31日まで延長**となりました。

### 免除対象となる方

1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
3. 主たる生計維持者の行方が不明である方
4. その他、1～3までに規定する者に準ずるものと認められる方

◎上記の申告を医療機関窓口で行った方で、住所が適用市町村の区域であることが確認された場合、一部負担金支払いの免除を受けることができます。(窓口での申告は令和2年3月31日まで)

◎すでに一部負担金を医療機関へお支払済みの方は、「健康保険一部負担金還付申請書」をご提出ください。申請書はホームページからダウンロードが可能です。郵送ご希望の場合は協会けんぽ岩手支部業務グループあてにご連絡ください。

※適用市町村については内閣府ホームページ「防災情報のページ」をご確認ください。

◆お問い合わせ先／全国健康保険協会(協会けんぽ)岩手支部 ☎019-604-9070(業務グループ)

## 労働Q&A

## 「時間外労働の上限規制」ってなんですか?

働き方改革の一環として、2019年4月1日より労働基準法が改正され、「時間外労働の上限規制」が大企業からスタートしていましたが、2020年4月1日からは、いよいよ中小企業にも適用されます。

※建設業、自動車運転の業務、医師等の事業・業務については、2024年4月1日からの適用です。

### Q1. 「時間外労働の上限規制」をなぜ実施するのですか?

A1. 時間外労働や休日労働を減らすことは、ワーク・ライフ・バランスの改善、女性や高齢者などの労働参加率の向上に結びつけるために、必要不可欠なことと考えられているからです。

### Q2. 「時間外労働の上限」は、どのような内容になっていますか?

A2. 法律により「時間外労働の上限」が定められ、原則として「1か月45時間、1年360時間」(※1)を超える時間外労働はできなくなりました。ただし、「臨時的な特別な事情がある場合」には、例外(※2)が設けられています。また、時間外労働・休日労働をさせるためには、「36協定」(時間外労働・休日労働に関する協定届)の届出が必要です。

※1 1年変形の労働時間制を採用する場合は、「1か月42時間、1年320時間」となります。

※2 「特別条項つき36協定」の届出が必要です。

### Q3. 「臨時的な特別な事情がある場合」について教えてください。

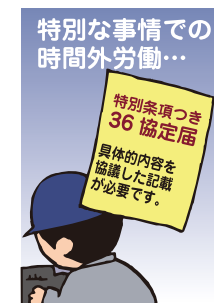
A3. 「通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合」をいいます。具体的にどのような場合を協定するかについては、労使当事者が事業又は業務の態様等に即して自主的に協議し、可能な限り具体的に定める必要があります。

※労働基準法第33条の非常災害時等の時間外労働に該当する場合は含まれません。

### Q4. 「特別条項つき36協定」を届出した場合、「時間外労働の上限」はどのようになりますか?

A4. つぎのとおり、定められています。  
(1) 時間外労働が1年720時間以内  
(2) 時間外労働と法定休日労働の合計が1か月100時間未満  
(3) 時間外労働と法定休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内  
(4) 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年に6か月が限度  
※法定休日とは、毎週1日の休日、もしくは4週間を通じて4日以上の日をいいます。  
※時間外労働と法定休日労働の合計については1年を通して常に、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。  
※「特別条項つき36協定(協定届の様式が新しくなっています)」を届出する際は、「健康・福祉を確保するための措置」についても協定で定めることとされています。

【提供：岩手県社会保険労務士会】





## 社会保険協会からのお知らせ

### ■研修事業

「第3回 ビジネスセミナー」が行われました。

経営者、管理者及び労務担当者の方々を対象に実施している今年度第3回「ビジネスセミナー」が去る2月7日(金)、盛岡市のアイーナ会議室804B(いわて県民情報交流センター)において行われました。今回は社会保険労務士の佐々木誠氏

を講師に迎え、第1部はパワーハラスメントの防止を企業に義務付けることが法律で決まり2020年6月に施行される、いわゆる「パワハラ防止法」について。また、第2部では2020年4月から施行される「働き方改革・同一労働同一賃金」について、いずれも大企業から施行されることになっている今注目のテーマに80名を超える参加申込みを得て盛会のうちに終了しました。

今年度予定しておりました「ビジネスセミナー」のすべてが終了しました。来年度につきましても、引き続き皆様からのご意見ご要望を参考に管理者、労務担当者を対象にセミナーを行う予定としています。

## 社会保険協会からのお願い

会員事業所様の「名称・所在地・電話番号等」に変更がある場合は、お手数ですが下記により当協会あてにご連絡(FAX可)をお願いいたします。

## 変 更 届

送付先

FAX番号 019-626-0252

一般財団法人岩手県社会保険協会 あて

協会会員番号

□ — □□ — □□□□ — □□□□□□

(年会費払込金受領書・広報紙送付封筒の宛名シールに記載されています)

【変更前】全事項記入願います。

|        |   |      |  |
|--------|---|------|--|
| ふりがな   |   |      |  |
| 事業所名称  |   |      |  |
| 事業所所在地 | 〒 | 電話番号 |  |
| 備 考    |   |      |  |

【変更後】変更事項のみ、ご記入ください。

(変更日 年 月 日)

|        |   |      |                          |
|--------|---|------|--------------------------|
| 事業所記号  | — | 番号   | [記入例]01-あいう、盛-あいう、01-ABC |
| ふりがな   |   |      |                          |
| 事業所名称  |   |      |                          |
| 事業所所在地 | 〒 | 電話番号 |                          |
| 備 考    |   |      |                          |

お願い

日本年金機構 年金事務所への各種申請書が、当協会へ送られています。

送付先は本号3ページ下段に掲載していますので、送付される場合はご確認をお願いいたします。

## 年金相談のご案内

〇県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長 ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。

※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)

花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

## 年金出張相談所

| 会 場                 | 4月       | 5月       | 時 間         | 会 場                | 4月       | 5月       | 時 間         |
|---------------------|----------|----------|-------------|--------------------|----------|----------|-------------|
| 盛岡 八幡平市役所(多目的ホール)   | 9(木)     | 14(木)    | 10:00~15:30 | 一関 陸前高田市役所         | 16(木)    | 5月はお休みです | 10:30~15:30 |
| ゆはづ交流館(岩手町)         | 15(水)    | 20(水)    | 10:00~15:30 | 大船渡市役所             | 30(木)    | 28(木)    | 10:30~15:30 |
| 葛巻町役場               | 22(水)    | 5月はお休みです | 10:30~15:00 | 奥州市役所(本庁)          | 4月はお休みです | 14(木)    | 10:00~15:00 |
| 紫波町役場               | 4月はお休みです | 27(水)    | 10:00~15:30 | 奥州市役所(江刺総合支所)      | 2(木)     | 5月はお休みです | 10:00~15:00 |
| 二戸 久慈市文化会館(アンバーホール) | 6(月)     | 13(水)    | 10:30~16:00 | 喜 青葉ビル第1・2研修室(金石市) | 16(木)    | 21(木)    | 10:00~15:30 |
|                     | 23(木)    | 25(月)    | 10:30~16:00 | 喜 遠野市役所本庁舎3階       | 2(木)     | 7(木)     | 10:30~15:30 |

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。